

岩手県教育委員会告示第1号

職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和26年岩手県条例第52号）第2条第2項の規定による書面の交付をすることができないので、その内容を次のとおり告示する。

平成23年4月1日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

1(1) 被処分者の所属、職及び氏名

ア 所属 岩手県立高田高等学校

イ 職 教諭

ウ 氏名 小野寺素子

(2) 処分発令日 平成23年4月1日

(3) 処分の種類 休職

(4) 処分の期間 平成24年3月10日まで

(5) 処分期間中の給与 給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100の額を支給する。

(6) 処分の理由 被処分者は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災し、平成23年3月11日午後から現在に至るまでの間生死不明となっている。

よって、職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号）第2条第1項第4号の規定に基づき、分限処分として休職するものである。

付記 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、教育長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができない。）

2(1) 被処分者の所属、職及び氏名

ア 所属 遠野市立鱒沢小学校

イ 職 校長

ウ 氏名 田中英夫

(2) 処分発令日 平成23年4月1日

(3) 処分の種類 休職

(4) 処分の期間 平成24年3月10日まで

(5) 処分期間中の給与 給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70の額を支給する。

(6) 処分の理由 被処分者は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災し、平成23年3月11日午後から現在に至るまでの間生死不明となっている。

よって、職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号）第2条第1項第4号の規定に基づき、分限処分として休職するものである。

付記 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、教育長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができない。）

3(1) 被処分者の所属、職及び氏名

ア 所属 釜石市立鶴住居小学校

イ 職 事務主査

ウ 氏名 木村タカ子

(2) 処分発令日 平成23年4月1日

(3) 処分の種類 休職

(4) 処分の期間 平成24年3月10日まで

(5) 処分期間中の給与 給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100の額を支給する。

(6) 処分の理由 被処分者は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災し、平成23年3月11日午後から現在に至るまでの間生死不明となっている。

よって、職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号）第2条第1項第4号の規定に基づき、分限処分として休職するものである。

付記 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、教育長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができない。）

4(1) 被処分者の所属、職及び氏名

ア 所属 宮古市立磯鶏小学校

イ 職 養護教諭

ウ 氏名 高橋琢子

(2) 処分発令日 平成23年4月1日

(3) 処分の種類 休職

(4) 処分の期間 平成24年3月10日まで

(5) 処分期間中の給与 給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70の額を支給する。

(6) 処分の理由 被処分者は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災し、平成23年3月11日午後から現在に至るまでの間生死不明となっている。

よって、職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号）第2条第1項第4号の規定に基づき、分限処分として休職するものである。

付記 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、教育長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができない。）